

第4回 小林製菓の紅麴配合食品にかかる大阪市食中毒対策本部会議
次 第

〔令和6年8月23日（金）
13:30～ 5階特別会議室〕

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 健康被害者の調査状況報告
 - (2) 今後の調査方針について
- 4 閉会

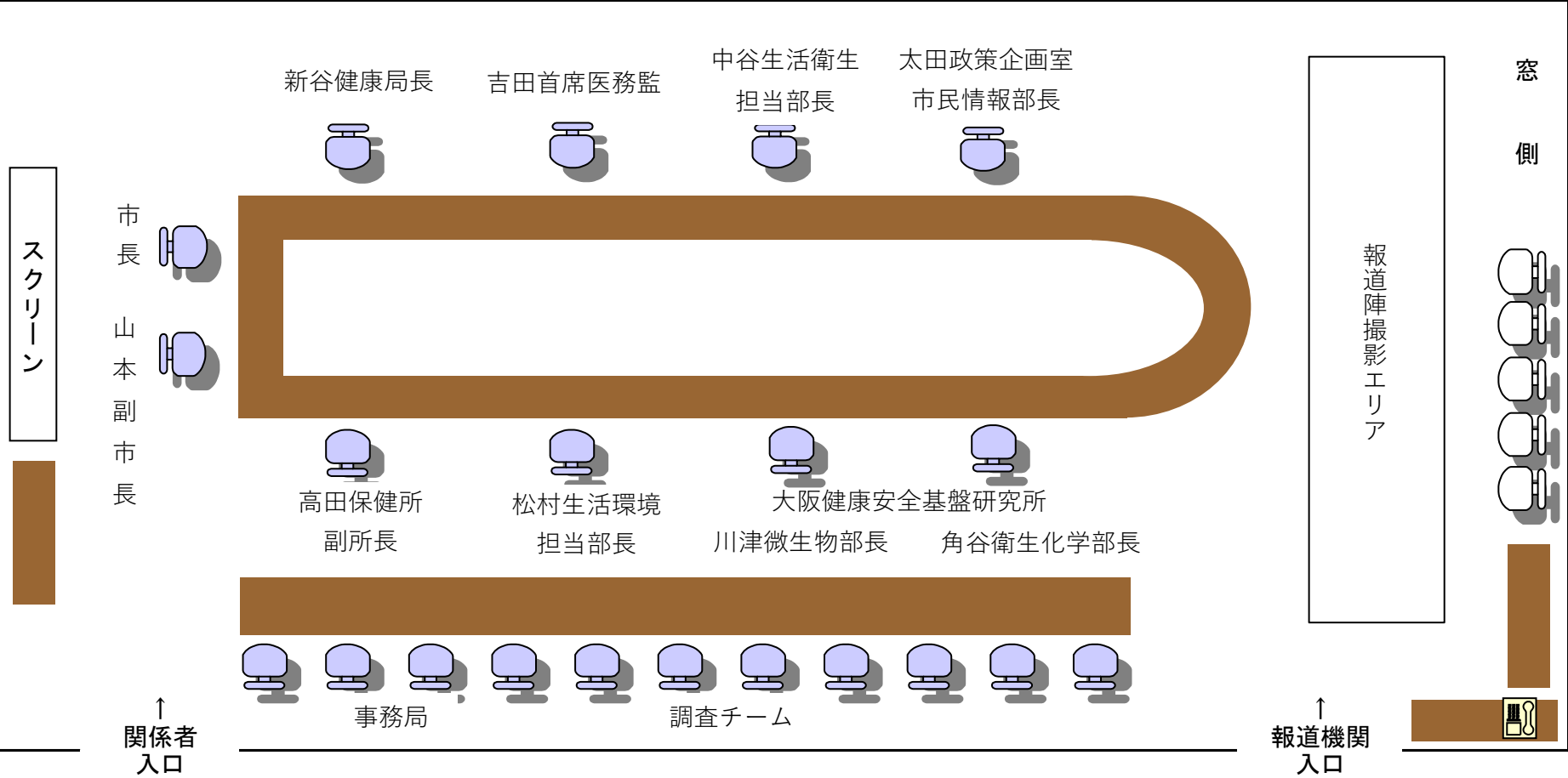
〔配付資料〕

第4回小林製菓の紅麴配合食品にかかる大阪市食中毒対策本部会議資料

小林製薬の紅麹配合食品にかかる大阪市食中毒対策本部 会議出席者名簿

本部長	横山 市長
副本部長	山本 副市長
本部員	新谷 健康局長 吉田 健康局 首席医務監（医師） 高田 保健所副所長 中谷 健康局 生活衛生担当部長（食品衛生監視員） 松村 保健所 生活環境担当部長（食品衛生監視員） 太田 政策企画室 市民情報部長 川津 大阪健康安全基盤研究所 微生物部長（研究員） 角谷 大阪健康安全基盤研究所 衛生化学部長（研究員）

特別会議室



件 名：第4回 小林製薬の紅麹配合食品にかかる大阪市食中毒対策本部会議

日 時：令和6年8月23 日(金)13:30～14:00

第4回小林製薬の紅麹配合食品にかかる 大阪市食中毒対策本部会議資料

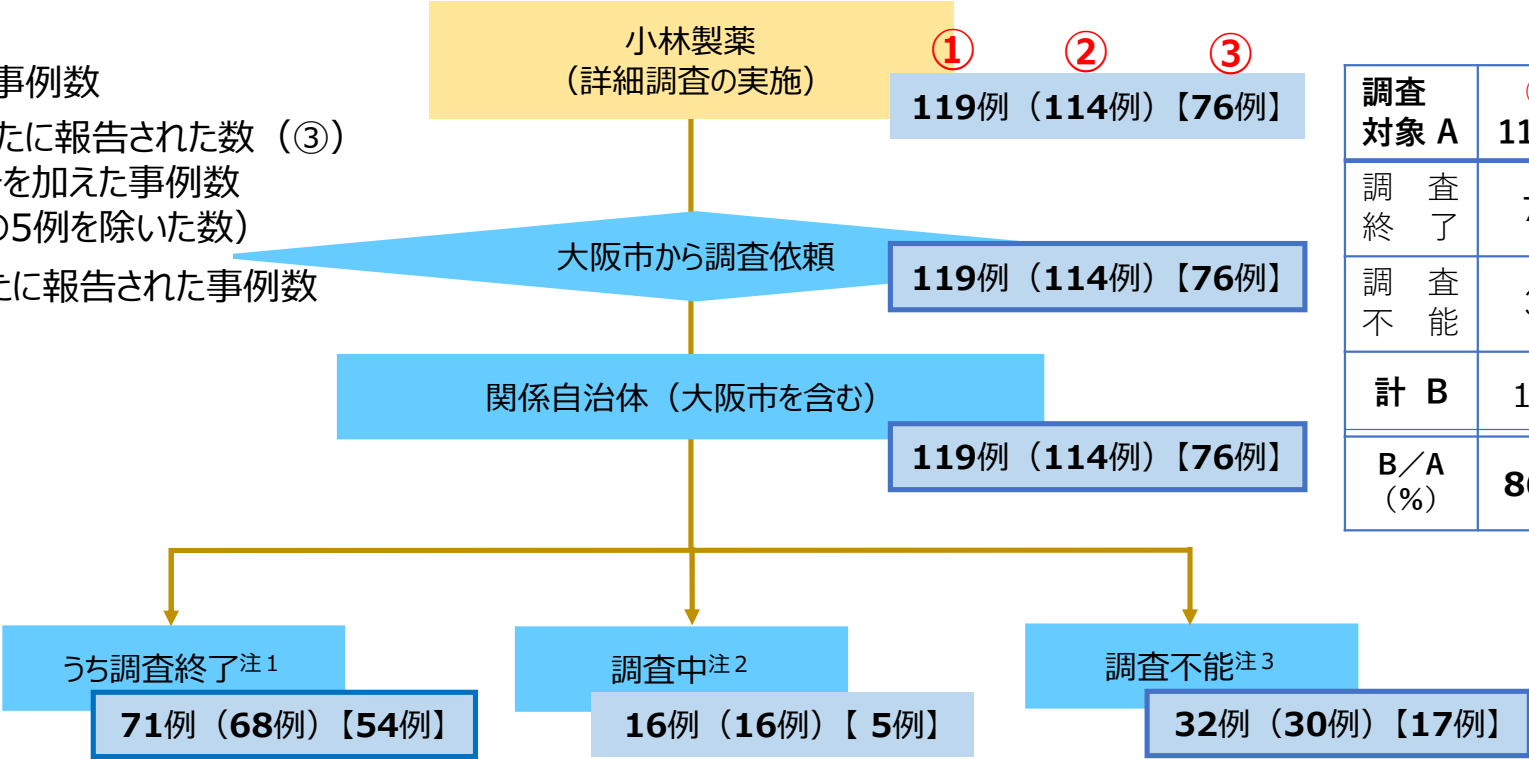
- 1 健康被害者の調査状況報告
- 2 今後の調査方針について

1 健康被害者の調査状況報告

【死亡申出事例】

令和6年8月22日 17時時点

- ※ ① 調査対象の全事例数
② 6月28日に新たに報告された数（③）
にその後の報告を加えた事例数
（①から当初の5例を除いた数）
③ 6月28日に新たに報告された事例数



調査対象 A	① 119例	② 114例	③ 76例
調査終了	71	68	54
調査不能	32	30	17
計 B	103	98	71
B/A (%)	86.6	86.0	93.4

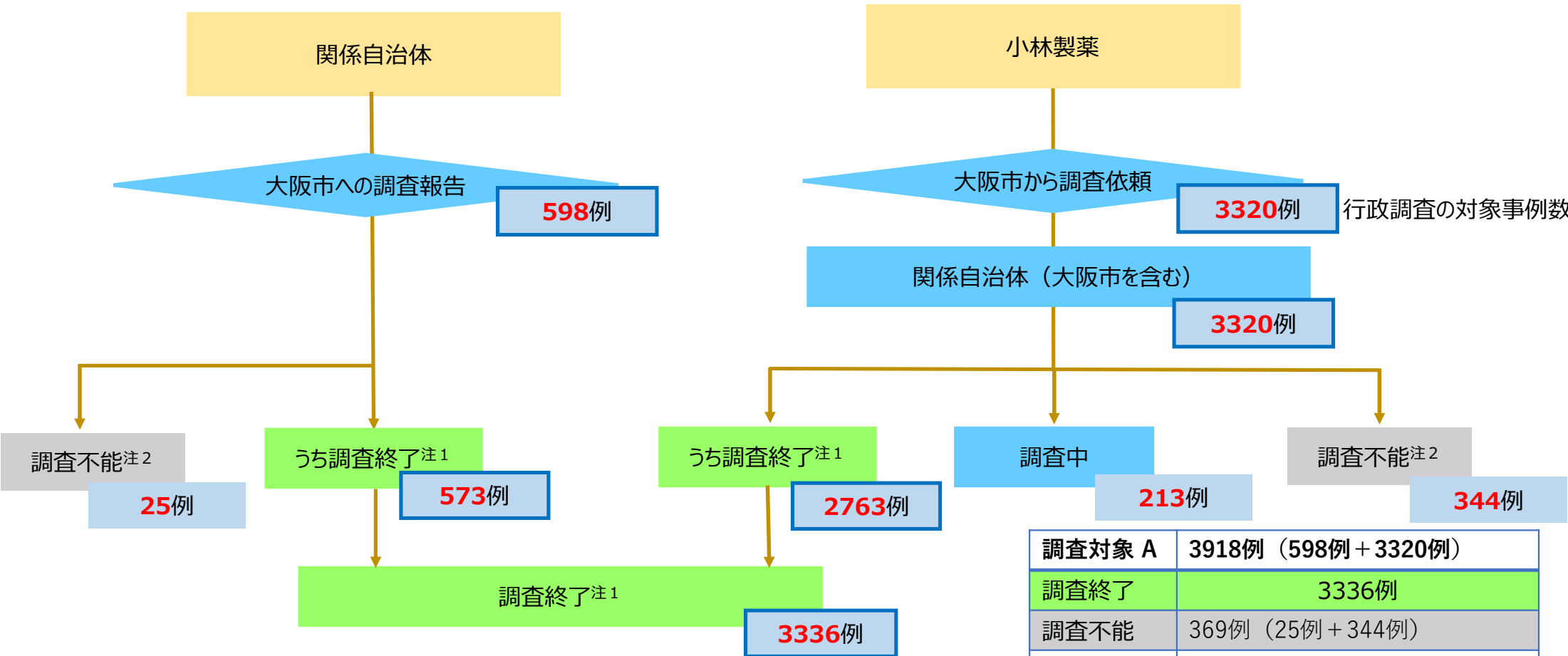
注 1 調査終了：調査票による聞き取り調査は終了しているが、摂取との因果関係が明らかとなった事例数ではない

注 2 調査中：遺族への調査を行っているもの、遺族への調査後に医療機関への調査を行っているもの

注 3 調査不能：調査拒否となったもの、連絡がつかないもの、摂取していないもの

【死亡以外の申出事例】

令和6年8月22日 17時時点



注 1 調査終了：調査票による聞き取り調査は終了しているが、摂取との因果関係が明らかとなった事例の数ではない

注 2 調査不能：調査拒否となったもの、連絡がつかないもの、摂取していないもの、届出の情報が重複していたもの

調査対象 A	3918例 (598例 + 3320例)
調査終了	3336例
調査不能	369例 (25例 + 344例)
計 B	3705例
B/A (%)	94.6

2 今後の調査方針について（案）

食中毒原因究明調査

健康被害者調査・疫学解析

- ・ 個々の症状、摂取状況等の確認
- ・ データ分析により全体像と症状の特徴を把握

製品等検査・毒性試験

- ・ 製品等のプベルル酸等の検査（厚労省・大阪市 等）
- ・ プベルル酸等の毒性試験（厚労省 等）

製造工程の調査

- ・ 製造記録等の確認
- ・ 従業員への聞き取り調査

I 食中毒としての断定（原因食品の決定） 令和6年秋
II 食中毒の「症状」や「規模」を特定 令和6年12月頃

III 汚染経路の推定 令和6年秋以降

調査結果のまとめ 令和7年3月頃

I 食中毒としての断定（原因食品の決定） 令和6年秋を目途

次の事項を確認し、本事案の原因食品を特定する（厚生労働省等による毒性試験の結果判明後の判断）

- ① 厚生労働省等による、プベルル酸、物質Y、物質Z（以下、「プベルル酸等」）の毒性試験の結果
- ② プベルル酸等の毒性と健康被害者の症状の特徴との一致
- ③ 健康被害者のプベルル酸等を含む製品ロットの摂取状況

II 食中毒の「症状」や「規模」を特定 令和6年12月頃を目途

次の事項等から、「症状の特徴」を把握し、その症状に一致する健康被害者を計上することにより、「食中毒の規模」を特定する

- ① 診察医師からの情報
- ② 健康被害者調査の疫学解析結果（データ分析による全体像と症状の特徴を把握）
- ③ 健康被害者ごとの症状及びプベルル酸等を含む製品ロットの摂取状況

III 汚染経路の推定 令和6年秋以降

次の事項を確認し、青カビによる汚染及びプベルル酸等の産生の原因を推定する（再発防止につなげる）

- ① 大阪健康安全基盤研究所等による製品検査の結果等から「製品ロット」を特定し、原料の「汚染時期」を推定
- ② 推定された汚染時期の「製造記録」を確認  **令和6年8月27日（～28日）に旧大阪工場への立入調査**
- ③ 厚生労働省での原因究明結果を踏まえ、必要に応じ、大阪健康安全基盤研究所等による紅麹と青カビを使用した実験室内での「汚染検証試験」を実施

製品の回収・廃棄について

自主回収
令和6年3月22日



回収命令
令和6年3月27日



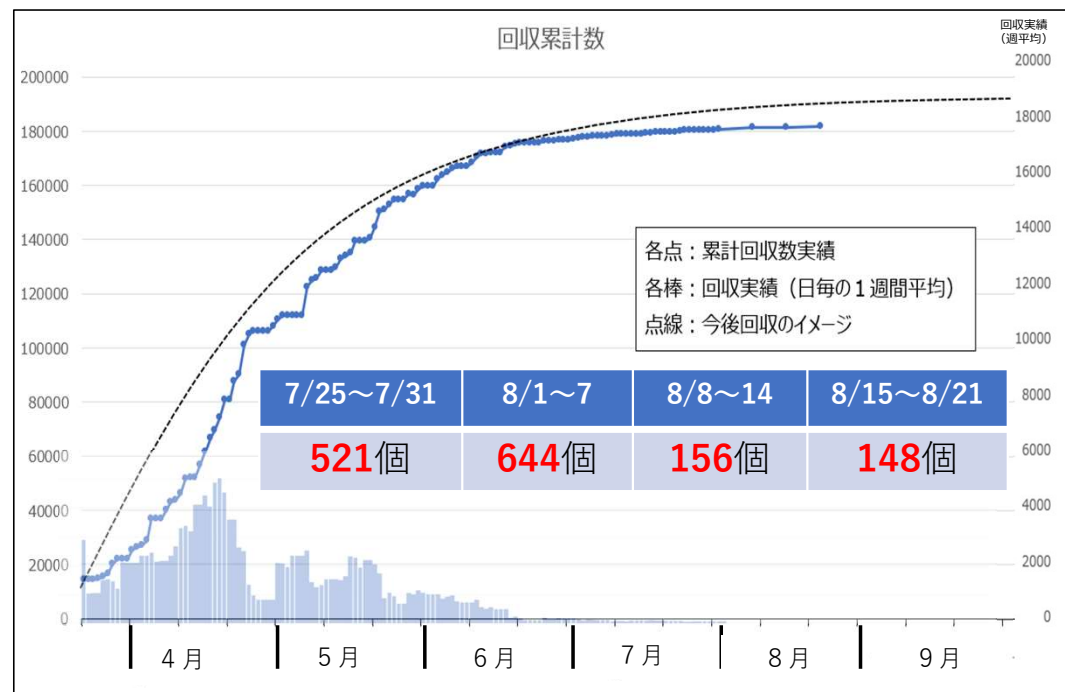
回収終了の判断 ※ 1
令和6年9月中



廃棄命令 ※ 2
遅くとも年内

- ※ 1 製品の回収がなくなり、2週間程度経過した時点で、一旦終了とする。
回収終了後、原因究明のための検査対象品として、一定期間保管する。
- ※ 2 追加調査が必要となった場合に備えたサンプルを除き、廃棄を命令する。

対象品の分類	回収見込数 ^注	実績（進捗率） （8/21時点）
回収前返品 （自主回収前の返品）	約15,000個	約15,000個 （100%）
流通在庫品 （店舗等に残っていた在庫品）	約98,000個	約92,000個 （94%）
通信販売品	約27,000個	約29,000個 （107%）
店頭販売品	約51,000個	約46,000個 （90%）
合計	約191,000個	約182,000個 （約95%）



（注） 回収見込数：出荷数量約113万個の内、小林製薬が回収できると見込んだ数